

プロペラの非破壊検査及び溶接補修の溶接施工法承認試験の要件に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編
鋼船規則検査要領 K 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正理由

IACS 統一規則 W24 及び W27 では、それぞれプロペラ用銅合金鋳物及びプロペラ用ステンレス鋳鋼品の製造、検査及び補修等についての要件が規定されており、本会もこれを鋼船規則に取り入れている。

IACS は IACS 統一規則 W24 及び W27 の一部の要件について見直し、その結果、非破壊検査及び補修溶接の溶接施工法承認試験に係る要件について改め、2020 年 7 月に IACS 統一規則 W24 (Rev.4) 及び W27 (Rev.2) として採択した。

そのため、IACS 統一規則 W24 (Rev.4) 及び W27 (Rev.2) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 非破壊検査に係る要件を改めた。
- (2) 補修溶接の溶接施工法承認に係る要件を改めた。

改正条項

鋼船規則 K 編 5.7.1, 5.7.3, 5.7.7, 5.7.8, 5.7.9, 5.7.10, 5.7.11, 7.2
鋼船規則検査要領 K 編 K5.7.7, K5.7.9, K5.7.10, 図 K5.7.10-1., 表 K5.7.10-2., 7.2.7, 7.2.8, 7.2.9, 7.2.10, 7.2.11, 図 K7.2.11-1., 表 K7.2.11-4., 表 K7.2.11-5., 附属書 K7.2.9
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 1 編 6.2.2